

平成21年度 事務事業評価シート（平成20年度実績分）

事務事業名	住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金対策事業		部課コード	1018	予算事業科目	010301070132	事	単	区分	継続
所管部署	担当部局	市民生活部	部局長名(2次評価者)	近藤 昭仁		個別事務	全部	010301070132	-	
	担当部署	同和・人権啓発課	所属長名(1次評価者)	上野 昇一			-			
	電話番号	088-823-9449	E-mail	kc-101800@city.kochi.lg.jp			-			

1 事業の位置付け

予算科目(平成20年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け				
会計	01 一般会計	目標	02 Bいきいきと輝き安心して暮らせる都市	政策基本方針	同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図るとともに、平和を尊び、守り続けていくための活動を推進します。
款	03 民生費	政策	09 人権と平和が尊重される社会づくり		
項	01 社会福祉費	施策	01 人権啓発と同和対策の推進		
目	07 同和・人権啓発費	区分	05 住宅新築資金等貸付事業		

2 事業の根拠

法律・政令・省令	地方財政法第6条, 同施行令第12条, 同和対策事業特別措置法~地对財特法	法定受託事務
県条例・規則・要綱等	国・県の貸付制度要綱	
市条例・規則・要綱等	高知市住宅新築資金等貸付条例	
その他(計画, 覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	住宅新築資金等貸付金制度の事業費及び公債費償還に係る不足額対策	
意図	どのような状態にしていけるのか	特別会計の不足額に充当する, 一般会計からの繰入金を減少させる	
手段	事業実施体制等	住宅新築資金等貸付金の徴収率向上による歳入の確保	事業開始年度 事業終了年度
活動内容	どのような事業活動を行うのか	住宅新築資金等貸付金の徴収事務の強化による歳入の確保。具体的には、高知市住宅新築資金等貸付償還金滞納整理基準に基づいて事務処理を強化するとともに、特に長期滞納者に対しては、法的措置(支払督促による強制執行等)の適用等による徴収率の向上	
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方
	A	住宅新築資金等貸付金現年度徴収率	徴収率向上による歳入の確保
	B	住宅新築資金等貸付金過年度徴収率	徴収率向上による歳入の確保
	C		

4 事業の実績等

			18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	住宅新築資金等貸付金現年度徴収率	目標			0.9	一般会計からの繰入金額であるが、20年度以前は、前年度繰越金を充当していたため、貸付償還金額が単純に反映されていない	
			実績	0.8106	0.8067	0.8487		
	B	住宅新築資金等貸付金過年度徴収率	目標			0.08		
			実績	0.0443	0.053	0.0487		
C		目標						
		実績						
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)		23,931	77,403	51,608		48,722
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)		23,931	77,403	51,608	
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)		37,500	37,500	37,500		
		正規職員 (千円)		37,500	37,500	37,500		
			その他 (千円)					
		人役数 (人)		5.00	5.00	5.00		
			正規職員 (人)		5.00	5.00	5.00	
			その他 (人)					
総コスト= ① + ② (千円)			61,431	114,903	89,108			
市民1人当たりコスト (円)			188	336	262	総コスト/年度末人口		
年度末住民基本台帳人数 (人)			327,310	341,544	340,695			

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

滞納部分に関しては、年々回収が困難となっている。滞納整理基準を整備し、それに基づいて回収事務を進めている。法的措置も含めて対応している。その成果も少しずつ現れている。滞納を放置し、結果として行政が差別を助長しないように努力している。直接的に市民を満足させる事業ではないし、かえって借り入れ者からはよく思われない事業かもしれないが、重要な事業である。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 21 年 8 月 27 日）

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	B	3.0	同和対策事業に関わる住宅新築資金の回収事業であり、行政がそれを怠る事によって、差別を助長する結果になってはいけないので、きちんと対応を行っている。
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	B			
	B (3) 横ばいである				
	C (1) 少ない、減少している				
	D (0) ほとんどない				
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	4.0	
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	A			
	B (3) 概ね妥当である				
	C (1) 検討の余地がある				
	D (0) 見直しが必要である				
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	B	3.0	個人情報に直接関わる重要な事業であり、その業務上での取り扱いが厳重にしなければいけない。同様の収納担当部門との統合等は可能である。
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	B			
	B (3) 概ね効率的にできている				
	C (1) 検討の余地がある				
	D (0) 十分可能である				
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	A	5.0	借りたものを返すべきは、当然の事であるので、そういった意味からも、公平性は保たれている。
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	A			
	B (3) 概ね適正な負担割合である				
	C (1) 検討の余地がある				
	D (0) 検討すべきである				
総合点	15.0	総合評価	A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			○ B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)		
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 21 年 9 月 11 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
A 事業継続	1次評価のとおり。
○ B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項